

事 務 連 絡
令和6年3月27日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新 LIFE システム稼働に伴う新規指定事業所等の
事業所台帳情報の送付対応変更について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

現在稼働している科学的介護情報システム（以下、「現行 LIFE システム」という。）については、「令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について」（令和6年3月15日付け事務連絡）に示すとおり、令和6年4月22日に、新システム（以下、「新 LIFE システム」という。）の稼働の開始を予定しております。

今般、新 LIFE システムへの移行に伴い、「『科学的介護情報システム（LIFE）』の活用等について（その3）」（令和3年3月26日付け事務連絡）や、「新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的介護情報システム（LIFE）の利用申請等について」（令和4年5月9日付け事務連絡）でお示した対応に変更がございますので、管内の市町村へ周知をお願いいたします。

記

1. 対応の変更内容について

令和6年4月以降の新規指定等については、各都道府県において管内の新規指定事業所等の事業所台帳情報を「life-initial-regist@dmsig.jp.nec.com」へ送付いただく対応が不要となります。

2. 変更理由について

現行 LIFE システムの新規利用登録に当たっては、各介護事業者が LIFE ホームページにおいて事業所番号を入力することで、事業所台帳情報を参照して FAX が送信され、それに基づき手続きを進めていただくこととしています。

この事業所台帳情報の現行 LIFE システムへの反映は、各都道府県による登録から3ヶ月後となるため、新規指定事業所においては LIFE を活用できない等の事象が発生する可能性がございました。

この事象を考慮し、各都道府県においては管内の新規指定事業所等の事業所台帳情報を送付いただくようご依頼しておりました。

令和6年4月22日より稼働開始する新 LIFE システムにおける新規利用登録に

おいては、「電子請求受付システム（介護）」の ID・パスワード等を利用した手続きに変更となり、各都道府県から新規指定事業所等の事業所台帳情報を提供いただく対応については不要となりますので、ご承知の程お願いいたします。

以上